

町民が主役のまちづくり 八頭町自治基本条例フォーラム開催



パネルディスカッション

「八頭町の自治基本条例について」

（コーディネーター）

八頭町自治基本条例（仮称）

策定委員会

委員長 上田 雅稔さん

（パネラー）

八頭町自治基本条例（仮称）

策定委員会

委員 山崎かおるさん

委員 花木 榮一さん

委員 福本 揚子さん

委員 井関 孝嗣さん

（アドバイザー）

北栄町自治基本条例審議会

委員長 林 邦臣さん

（行政）

井山 愛治 八頭町副町長

八頭町自治基本条例フォーラム
が、2月5日（土）、郡家公民館を会場に開催され、基調講演や策定委員会委員によるパネルディスカッションを通して、参加者約120名が自治基本条例について考えました。

ここでは、パネルディスカションの概要をお知らせします。

コーディネーター

アドバイザー

パネラー

行政

… 行政

① 参画と協働

（パネル） この委員会に委員として参加したことで、普段なかなか触れることがない「条例」というものについて学ぶことができ、まちづくりに対する関心がわいてきました。

「市民として自分たちのまちのためにできることは何か?」ということを考えたときに、八頭町をより良くしていくためには、市民が積極的にまちづくりに関わり、参画することで、自分たちの声をまちづくりに反映させることができのではないかと思います。

この条例の存在により、まちづくりに対する意識変革の良いきっかけになるのではないかと感じています。



コーディネーター
上田 雅稔さん

で、市民の声や意思が反映されるということになりました。

委員の皆さんも市民参画の必要性を改めて感じられたのではないでしょか。

（パネル） 条例の検討過程を見ると、まず、役場職員の方々の検討によりタキ台ができ、議会の意見も踏まえながら策定委員会での検討を経て、条例素案が出来上がりました。

そして、市民の皆さんへ広報や特集号として条例素案を全戸配布し、今回のフォーラムも開催することができました。自治基本条例の趣旨のとおり、市民・議会・行政が協力して取り組んだことは大変すばらしいことだと思います。

（パネル） 町民・議会・行政がそれぞれの役割を果たしながら、協力してまちづくりを行っていくという「協働の精神」が、八頭町をより良いまちにするために必要だと思います。

② 前文

（パネル） 委員の方々の思いを特に込めて規定しているのが前文です。前文は、八頭町におけるまちづくりの基本的な考え方を述べ、自治基本条例

制定の目的を宣言するという意味合いで設けています。が、「こんな町になつてほしい」という委員の方々の願いも取り入れながら、町民の皆さんはもちろん、町外の方が見られてる八頭町のイメージがわくような内容としています。



アドバイザー
邦臣さん

の「公助」の部分に加えて「自分たちでできることは自分たちで助け合つてやる!」という「自助」や「共助」の重要性を感じています。

集落や自治会などの「地域コミュニティ」では、集落ごとに自主防災組織を設置する取り組みが進んでいますし「テーマコミュニティ」では、

パネ 前文の検討段階で「田舎だけ自然にあふれ、人と人とのつながりが強いまち」という八頭町の良さを改めて感じることができました。

「人を大切にする、人権を大切にする」ということは、何においても大前提になることですので、前文の中に盛り込みました。

歴史のあるまちとして、今まで先輩方が培ってきた伝統を大切にしながらも、八頭町をより良いまちにしていきたいと感じました。そして、誇りの持てる八頭町を子どもたちに引き継いでいきたいと思います。

コ一 コミュニティとして、まちづくりに自分の声を届けたり、活動することも重要だと思います。つまり、地域が元気だと、まち全体が活性化することにつながるからです。特に、私たちにとって一番身近な集落や自治会などの地域の会は、八頭町の中で大切な組織であります。特に、私たちにとって一番身近な集落や自治会などの地域の会は、八頭町の中でも大切な組織であります。私たち町民は、個人としても、また、コミニティの一員としても、八頭町を活性化させることができるのではないかでしょうか。

また、コミニティが活動していくためには、行政によるある程度の支援が必要になります。北栄町では、コミニティへの支援制度として、町民が地域のために自主的に取り組む活動に対して助成を行う制度があります。この支援制度により、町民が自主的な活動を始めやすくなっています。

また、制度を活用した自治会や団体が、町民の前で自分たちの活動を

■「3分の1以上の者の連署」

パネ パブリックコメントや条例・計画を検討する委員会などへの委員としての参加は、町民の意思を反映する一つの方法です。また、個人としてだけではなく、集落や自治会、婦人会、老人クラブ、またサークル

コ一 コミニティへの参加については、あくまで「自主的に参加する」ということであり、義務ではないことを注意しなければならないことがあります。また、参加しないことによって不利益を受けるようなことがあります。ではいけません。

アド 北栄町でも、コミニティの重要性が位置付けられており、行政



行政
愛治
副町長
井山

コ一 住民投票は、議会を通じての間接民主制を補う仕組みとして、住民が投票による意思表示を行う制度です。

この条例で定める住民投票は、地方自治法上の議会の解散や町長・議員の解職請求であるリコール請求とは違つたもので、例えば「市町村合併の賛否」など八頭町の町政全体に関する重要な事項について住民投票を行なう場合の基準や条件について規定しています。

④住民投票

発表する「まちづくり塾」というものがあり、さらにコミニティ活動が活発化するような啓発的な取り組みとして行われています。元気なコミニティが増えれば、それだけ町全体が活発化することになると思われます。

パネ 本来、まちづくりの意思決定は自分たちが選んだ町長さんや議員さんに任せるというのが原則だと思います。そういう意味では住民投票制度は、住民がまちづくりに直接意思表示を行うことができる「最終手段」のようになります。

また、実際に「住民投票」を実施することになると「是か非か」を問うことになるので、結果として町を二分するような事態になりかねないこともあります。安易には実施されない条件が必要だと思います。

住民投票が実施されるような場面を考えた場合「原子力発電所の誘致」や「森林開発」など、住民生活を脅かすような事態が予想されます。「請求」だけでは、例え必要な署名が集まつたとしても、町民の意思を町長や議会がくみ取つてくれない場合は実施されないことになります。

「町長さんや議会は、署名が集まつたこと自体を町民の意思としてくみ取つてくれるのではないか?実施強制力を持たせる必要はない。」という意見もありましたが、策定委員会としては、ある一定の条件を設けたうえで「実施強制力」を持たせた方がいいという結論になりました。



パネラー
山崎かおるさん

め、住民の最終的な手段ともいえるリコール請求と同じくらい重いものである」という理由から「1／3以上の者の連署」を署名条件として考えました。

■「年齢満18歳以上の人者」
ただし、住民投票の結果の取り扱いについては、法的な拘束力をを持たせることはできませんので「最大限尊重すること」としています。

パネ

「住民投票は、選挙に次ぐような重要な事項であり、選挙権や現在の成人年齢に合わせるべきというところから、20歳でいいのではないか」という意見と「将来のまちづくりの担い手としての自覚を持つてもらい、参画を意識付けるためには、18歳でもいいのではないか」という意見がありました。

「18歳は、これから自分の道をしつかりと考えてほしい時期であり、親の立場からすれば、負担になるようなことには巻き込みたくないと思つてしまふ。」という意見もありましたが、「自分たちのまちの事もしつかりと考えてほしいし、これから八頭町の将来を担つていく若い方々に、そのことを自覚してもらおうことは悪いことではないといふ意見がありました。



パネラー
花木 榮一さん

いうメリットを考え、「18歳以上」という基準にまとまりました。

■「永住外国人を含む。」

■「永住外国人を含む。」
「外国人については「参政権」「公務に従事する権利」「生活する権利」などがよく議論されます。日本の国政レベルでは、政治に関わるような部分は認められないのが現状です。

策定委員会では、国政とは少し離れて「八頭町としてはどうなのか」という観点で検討を進めました。「永住者」は、原則10年以上日本にいることが条件となり、ある程度地域とのつながりが深いとも言えると思します。

パネ

この問題は、非常に難しく、議論が分かることであるのは確かです。「やはり、国民が政治を動かしていくべき」という考え方からは、投票権を与えるべきではないという考え方もあります。

一方で、「地域のことは、地域に根差した人が行つていくべき」ということから考えれば、外国人の方にも一定の権利を与えていくべきだとうことになります。

⑤条例によつて何が変わる?

この条例の制定によって、私たちの生活の中で、すぐに目に見えるような形で変わつていくようなことは無いかもしれません、自分たちのまちやまちづくりに対する関心が高まり、意識が変わることになるのではないかでしょうか。

「意識が変われば、言葉が変わる。言葉が変われば、行動が変わる。行動が変われば町が変わる。」と思つて

います。まちづくりが少しでも変わつてると、八頭町が活性化してくると思います。

コ一

自治基本条例の制定により、参画や協働のルールを明文化することで、まちづくりへの意識が変わることが一番だと思います。共通の認識を持ちながら、まち全体で良い知恵を出し合い、お互いに協力してまちづくりを行つていくことで、八頭町がより良いまちになつていくと思います。そこから、今後具体的な動きとして表れてくるのではないかと想います。

大切なのは、条例そのものではなく、条例の制定によって皆さんがアクションを起こしていくことだと思います。

アド

町民・議会・行政が協力してまちづくりを行つていかなければいけないので、どれが欠けてもいけません。北栄町では、町民・議会・行政それぞれが変わりました。行政は、この条例を守りながらま

予算の使われ方についても、町民に積極的に公表しています。情報提供によって、参画や協働を進めるためです。「北栄町版の事業仕分け」に取り組んでいますが、町民の方も仕分け人として参加し、町民の目線から予算の使われ方をチェックします。

また、北栄町では、町民の方への情報提供として、インターネットを使つて議会の様子をライブ中継しています。町民の目が直接議会に向けられることによって、議会の質疑や討論の充実につながっています。

そして、町民は、行政や議会との情報共有によって、まちづくりへの関心が高まり「自分たちもまちづくりに関わるのだ」という意識に変わつてきました。

情報提供や情報共有は、町民が積極的にまちづくりに関わつていくためには欠かせないものです。町民に正しい情報が提供されないと、考え

ちづくりを行つていく必要がありますので、この条例に規定されていますとおりに行政運営を行つてきます。具体的に言えば、パブリックコメントの実施による意見の募集や、条例や計画を策定する際の審議会等への委員公募が進みました。また、そういういった条例や計画の検討過程をホームページで公開するなどの情報提供が行われています。

予算の使われ方についても、町民に積極的に公表しています。情報提供によって、参画や協働を進めるためです。「北栄町版の事業仕分け」に取り組んでいますが、町民の方も仕分け人として参加し、町民の目線から予算の使われ方をチェックします。

また、北栄町では、町民の方への情報提供として、インターネットを使つて議会の様子をライブ中継しています。町民の目が直接議会に向けられることによって、議会の質疑や討論の充実につながっています。

そして、町民は、行政や議会との情報共有によって、まちづくりへの



パネラー
井関 孝嗣 さん

ることも、行動することもできないからです。

コ一 北栄町の条例を八頭町に全て当てはめることはできないかもしれません。八頭町が今後どうなっていくのか分かりませんが、今回の北栄町さんのお話を良きヒントにしていくことができれば良いのではないのでしょうか。

コ一 北栄町の条例を八頭町に全て当てはめることはできないかもしれません。八頭町が今後どうなっていくのか分かりませんが、今回の北栄町さんのお話を良きヒントにしていくことができれば良いのではないのでしょうか。

行政 この八頭町自治基本条例は、町民の方にも「町民が主役のまちづくり」を実感していただけるものと考へています。条例の中に「見直し」の条文を始めから規定することは異例のこととも言えますが、それだけ制定後も柔軟に対応していくことができる条例であるというふうに捉えています。

行政 この八頭町自治基本条例は、町民の方にも「町民が主役のまちづくり」を実感していただけるものと考へています。条例の中に「見直し」の条文を始めから規定することは異例のこととも言えますが、それだけ制定後も柔軟に対応していくことができる条例であるというふうに捉えています。

⑥条例制定後の課題は?

アド

北栄町の条例には「5年を超えない期間」という見直しの条文がありますが、2年経たない間に見直しを行いました。

北栄町の条例には「5年を超えない期間」という見直しの条文がありますが、2年経たない間に見直しを行いました。

今後の取り組みについて

現在、策定委員会では、2月10日まで実施していた町民意見公募（パブリックコメント）で寄せられた意見について検討を行つています。策定委員会での検討が終わり次第、町議会との協議を進めながら条例提案を行う予定にしています。

北栄町の場合は、「条例を育てていく」という基本的な考え方があります。また、平成21年には、リーマンショックに端を発した世界情勢・国内情勢の激変があり、「北栄町にも少なからず影響がある」という危機感を持ち

ましたので「見直しを行うのに早すぎること」とはあつても、遅すぎることがあつてはいけない」ということで早期に見直しを行いました。

また、見直しを行うことによつて、まちづくりへの意識を持ち続けなければならないための動機付けになればといふ思いもありました。見直しの内容については「条例内容が今の時代に適しているのか」、「参画と協働のまちづくりが本当に進んでいるのか」などについて検討しました。